

【技能講習等用】

外国人労働者の方が受講する際の留意点について

りんぎょう もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい ぐんまけんしぶ
(林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部)

厚生労働省通達について

こうせいろうどうしょう つうたつ れいわ2ねん3がつ31にち もとはつ0330だい43ごう がいこくじん にほんご
厚生労働省の通達「令和2年3月31日 基発0330第43号 外国人の日本語の
りかいりよく はいりよ ぎのうこうしゅう じっし どうろくきょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう
理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を
じゅこう がいこくじんろうどうしや にほんごりかいりよく じぜん かくにん のぞましい
受講する外国人労働者の日本語理解力を事前に確認することが望ましいとされてい
ます。

つきましては、がいこくじんろうどうしや じゅこう じぎょうしや べってん1 にほんご りかいりよく
つきましては、外国人労働者を受講させる事業者は 別添1「日本語の理解力
かくにんしよ じゅこう きぼう がいこくじんろうどうしや かつ べってん にほんご りかいりよくしんこく
確認書」を、受講を希望する外国人労働者の方は 別添2「日本語の理解力申告
しよ どういしよ もうしこみ じ ていしゆつ
書・同意書」を、申込み時に提出してください。

外国人労働者の方が受講する際の留意事項

1. とうしぶ かいさい こうしゅう ぎのうこうしゅう とくべつきょういく あんぜんえいせいきょういくとう にほんご
当支部で開催する講習(技能講習、特別教育、安全衛生教育等)は、日本語の
てきすと しよう にほんご こうぎ にほんご しゅうりょうしけん おこな
テキストを使用し、日本語による講義および日本語の修了試験を行います。
2. しゅうりょうしけんちゅう つうやく じゅこう ぼさ
修了試験中は、通訳や受講補佐の方が同席することはできません。
3. こうしゅうちゅう こうし た じゅこうせい かんじ よみかた にほんご いみ しつもん
講習中に、講師や他の受講生へ 漢字の読み方や日本語の意味を質問するこ
とはできません。
4. しんこくしよ どういしよ ないよう こと じむきよく ほんだん ばあい とちゅうたいせき ねが
申告書・同意書の内容と異なると事務局が判断した場合、途中退席をお願い
することがあります。その場合、受講費用の返金はいたしません。
5. しゅうりょうしけんもんだい かんじ るび ふしたしけんもんだい きぼう ばあい
修了試験問題の漢字に「ひらがな」ルビを付した試験問題を希望する場合は、
じぜんしんせい ていきょう
事前申請により提供します。ただし、
 - こうじゆつしけん おこないません
口述試験は行いません
 - ひらがな以外(アルファベット等)のルビには対応しません

【技能講習等用】

6. 合格点に達しない場合、

- 修了証は発行しません
- 補講・再試験は行いません

7. スマートフォン等の翻訳アプリの使用は禁止します。使用が発覚した場合、
不合格・退場となります。

8. 修了試験が不合格の場合でも、申し立ては一切受け付けません。

【技能講習等用】

べってん1 がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃよう
別添1 [外国人労働者の方を受講させる事業者用]

りんぎょう もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい ぐんまけんしぶ おんちゅう
林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部 御中

ぎのうこうしゅうとうじゅこう にほんご りかいはりよくかくにんしよ
技能講習等受講における日本語の理解力確認書

かき きしぶ じっし ぎのうこうしゅうとう じゅこう じゅうぶん
下記の者は、貴支部において実施される技能講習等を受講するための十分な

にほんご りかいはりよく よみかき のうりよく ゆうして がいこくじんろうどうしゃ かた
日本語の理解力(読み書きできる能力)を有しております。「外国人労働者の方が

じゅこう さい りゆういじこう どうい もうしこみ おこな
受講する際の留意事項」に同意のうえ、申込みを行います。

じゅこうしゃ しめい
受講者 氏名

じしよさいん
(自署サイン)

ざいりゅうか ーどなど きさい しめい せいかく きにゅう
(在留カード等に記載されている氏名を正確に記入)

しゅうりょうしけんもんだい るび
修了試験問題のひらがなルビ

希望します

必要ありません

れいわ ねん つき ひ
令和 年 月 日

(じぎょうしゃしよめい) じよざいち
【事業者証明】所在地:

かいしゃめい
会社名:

だいひょうしゃしよくしめい
代表者職氏名:

印

【技能講習等用】

べってん2

別添2 [こじん じゅこう きぼう がいこくじんろうどうしゃよう]
〔個人で受講を希望する外国人労働者用〕

りんぎょう もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい ぐんまけんしぶ おんちゅう
林業・木材製造業労働災害防止協会 群馬県支部 御中

ぎのうこうしゅうどうじゅこう にほんご りかいりよくしんこくしよ どういしよ
技能講習等受講における日本語の理解力申告書・同意書

わたし きしぶ じっし のうりよく ゆうして がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい
私は、貴支部において実施される技能講習等を受講するための十分な日本語の

理解力(読み書きできる能力)を有しております。「外国人労働者の方が受講する際

の留意事項」に同意し、申込みを行います。

しゅうりょうしけんもんだい のひらがなるび
修了試験問題のひらがなるび

希望します

必要ありません

れいわ ねん つき ひ
令和 年 月 日

じゅこうしゃ しめい
受講者 氏名

じしよさいん
(自署サイン)

ざいりゅうか ーどなど きさい しめい せいかく きにゅう
(在留カード等に記載されている氏名を正確に記入)